

# のうぎょうと農業委員会

第16号

編集  
十和田市農業委員会  
☎6740

## 平成23年度農業委員会会の事業計画

農業の担い手の減少や高齢化、遊休・耕作放棄地の増加など農地利用をめぐる状況が大きく変化し、農業・農村の再構築が重要課題となっています。また、改正農地法に伴い、農業委員会の担う役割は質・量ともに増大しています。

そのため、農業委員会など農業関係団体が丸となって「農地と担い手を守り活かす運動」を積極的に展開していく必要があります。

このことから、農業委員会では重点的に次の5項目の事業を展開していきます。

### (1) 優良農地の確保・有効利用対策

法令業務の適正執行に努めるとともに、遊休農地の発生を防止し、農業経営基盤強化促進法などに基づく農地の有効利用や流動化を促進する。

### (2) 農業者年金業務推進対策

農業者年金への加入促進および年金受給の指導・相談体制の充実に努める。

## 農地を相続した場合 届け出が必要です

平成21年12月15日施行の改正農地法で、農地を相続した場合、農業委員会への届け出が必要となりました。

◆有効な活用を目指して  
田や畑を相続したものの、自ら耕作することができない場合、地元の農家など借り手を探すお手伝いをします。

このことは、遊休農地の発生防止になり、本来の農地として有効な活用につながります。

### ◆届け出が必要な場合

- ▼農地の相続（遺産分割協議によるものおよび包括遺贈によるものを含む）
- ▼法人の合併・分割や時効などによる権利の取得

## 南部地域農業共済組合から 畑山 喜太郎委員

平成23年4月1日、南部地域農業共済組合の理事の改選が行われ、畑山喜太郎理事が十和田市農業委員会委員となりました。



畑山 喜太郎委員

## 遊休農地の解消事例を紹介します

▶場所 三本木字野崎地区 ▶実施者 白山春男さん（相坂字白上） ▶実施年度 平成21年度

### ▶実施概要

遊休化した農地（田、31アール）を利用権の設定により借り受けした白山さん自らが伐根、整地を行いました。その後、上北地域県民局農業普及振興室の指導のもと、復元1年目から多収性の実証ほとして飼料用米の作付けを行いました。



復元前 (ヤナギなどが生い茂っています) 伐根作業 (グラップルで根を抜き取ります) 耕起作業 (ブルドーザーで整地後、耕起します) 復元後 (飼料用米の作付けを行いました)

## 第21回農業委員統一選挙

- (3) 家族経営協定事業推進対策  
女性農業者の地位確立と後継者の自立を支援し、魅力的な家族農業経営実現のため、家族経営協定事業の推進に努める。
- (4) 情報活動推進対策  
農業委員活動および農業委員会業務を市民に周知するとともに、地域における課題や農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。
- (5) 農政・研修活動推進対策  
地域農業の発展および行動する農業委員会づくりのため、農政活動および研修活動の充実に努める。

今年度は3年に一度の農業委員統一選挙の年です。現在の市農業委員の任期は7月19日で満了となります。

◆選挙日程

- ▼告示日 7月3日(日)
- ▼投票日 7月10日(日)

※今回から選挙による委員の定数が28人から22人に削減されました。

- 1区(旧市) 18人
- 2区(旧町) 4人

## 家族経営協定を締結しませんか

◆家族経営協定とは  
農業に携わる経営主と配偶者・後継者などが、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すものです。経営方針や労働時間、労働報酬、休日などについて、家族間で話し合いをして取り決めます。

### ◆家族経営協定のメリット

- ▼目標が明確になり、経営の発展につながります。
  - ▼給料、役割分担、休日などが明確になり、配偶者や後継者などの責任感ややる気につながります。
  - ▼配偶者や後継者でも農業者年金保険料の国庫補助を受けることができます。
- ※一定の要件が必要となります。



家族経営協定調印式 (3月10日)



## 平成22年度は5組の農家が 家族経営協定を締結

▼1月21日、宮本正志さんご家族が「家族と作物を慈しみ、ゆとりあるくらしを」をスローガンに協定を締結しました。

▼3月10日、米田一典さんご家族、立崎石男さんご家族、和島操さんご夫婦、豊川定男さんご家族の4組が「明るい家庭、ゆとりある作業、ゆとりあるくらし」をスローガンに協定を締結しました。

あなたの老後生活への蓄えは十分ですか？  
国民年金は老後生活の基盤となるものです。  
しかし、国民年金だけでは十分ではありません。  
新農業者年金にも加入しましょう。

## 知って得する 農業者年金

■新農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決定する「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

### ◆加入できるかた

- 次の項目を満たしているかたが加入できます。
- ▶国民年金の第1号被保険者
  - ▶農業に年間60日以上従事しているかた
  - ▶60歳未満のかた

### ◆税制面で大きなメリット

- ▶支払った保険料は、全額所得税および個人住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ▶将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上のかたは他の公的年金と合わせて合計額が120万円まで全額非課税となります。

### ◆保険料は自由に設定できます

自分が必要とする年金の目標に向けて、月額2万円から6万7,000円の間で、1,000円単位で自由に設定できます。また、経済状況によっても変更することができます。

### ◆80歳までの補償が付いた終身年金

新農業者年金は、65歳から終身受給できます。仮に80歳前に死亡した場合、80歳までに受け取るはずの年金を死亡一時金として遺族が受け取ることができます。



家族1人ひとりの加入が大切